

# JAPAN P&I NEWS

No.760-15/8/25

外航組合員各位

## パナマー2007年ナイロビ条約批准

パナマは2015年8月18日に海難残骸物の除去に関する2007年ナイロビ国際条約(ナイロビ条約)を批准しました。2015年11月18日よりパナマでナイロビ条約が発効します。それに伴い、300総トン以上のパナマ籍船及び2015年11月18日以降にパナマに寄港する船舶は、ナイロビ条約に基づき保険もしくはその他の金銭上の保証が付保されていることを証する条約証書を保持することが必要になります。

パナマはナイロビ条約の批准及び条約証書に関して案内するサーキュラーMMC-317を発行しています。当該サーキュラーは次のリンクよりご覧頂けます。

<http://www.segumar.com/wp-content/uploads/2015/08/MMC-NAIROBI-august-2015.pdf>

以上

以上

日本船主責任相互保険組合